

山崎 それでは、第2部、「現在から未来へ：近年の接点からの展望」を開始いたします。第2部では、唐沢かおり先生、指宿信先生にご登壇いただき、「法と人間科学」が必要であることについてお話しいたきます。最初にご登壇いただきます、唐沢かおり先生のご専門は、自己や他者、他集団、社会的な出来事などに関する情報処理のメカニズムを検討する社会的認知でいらっしゃいます。裁判制度の開始が法と人間科学にどのようなテーマを突きつけているのか、また、それを心理学がどのように扱うかについて、お話しいたきます。唐沢先生よろしく申し上げます。

「法と人間科学」の構築にむけて 裁判員裁判の可能性

唐沢かおり
東京大学人文社会系研究科

1

図 4-1 「法と人間科学」の構築にむけて

唐沢 東京大学の唐沢と申します。よろしく申し上げます。ただいまご紹介いただきましたように、私は社会心理学者ですが、その立場から、法と人間科学

という領域の構築をどのように考えることができるかということ、主に、裁判員の判断という問題を手掛かりに考えていきたいと思います(図 4-1)。

ここにおられる方々にとっては今更ながらの話ではありますが、確認を兼ねて、裁判員制度について少し振り返ってみたいと思います(図 4-2)。これは2009年から開始された制度であり、特定事件の刑事裁判が対象となっていますから、裁判員の方々は重い判断を行うことになります。また、参加するのは無作為に選ばれた市民であり、6名の裁判員が、3名の職業裁判官という専門家がいる場面で、合議で判断を行います(図 4-3)。裁判員は、公判に出席し、協議・評決・判決の宣告という裁判のプロセスにかかわります。

裁判員制度の開始

- 2009年5月～
- 特定事件(死刑または無期懲役が含まれる罪や、故意により被害者を死亡させた罪: *e.g.*, 殺人や傷害致死)の刑事裁判が対象
- 参加するのは、管内から無作為に選ばれた20歳～70歳の市民

図 4-2 裁判員制度の開始

参加する手続き

- 6名の裁判員が職業裁判官3名と共に次の手続きに参加
- 公判の出席：証拠書類の取り調べ、証人や被告人への質問
- 評議・評決：被告人が有罪か無罪か、量刑についての判断
- 判決の宣告：裁判長が宣告する場に同席

図 4-3 参加する手続き

裁判員制度の目的・ねらい

- 法務省(2006)
- 市民の感覚や視点を裁判に取り入れる
- 裁判員法第1条
- 司法に対する国民理解の増進と信頼の向上
- 最高裁キャッチフレーズ
- 「私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します」

図 4-4 裁判員制度の目的・ねらい

問題となること

- 市民感覚の判断とは？
- 国民が納得し信頼する判断結果・制度とは？
- 他者に対する**重い判断を、社会的制度の中で合議で行う**
 - 複雑で自我関与の高い社会的判断が制度の中でどのように展開されるのかが問いとなる
 - 「正解のある認知課題」ではない⇒「どうあるべきか」も含む議論が必要

図 4-5 問題となること

導入された目的についてみてみますと、例えば、法務省では「市民の感覚や視点」という言葉が使われておりますし、裁判員法の第1条には、「国民の理解の増進や信頼の向上」という表現が用いられています(図 4-4)。また、最高裁のホームページの記載には、「私の視点、私の感覚、私の言葉」という言葉が使われ、裁判員制度の目的や狙いが説明されています。では、このような裁判員制度、また期待される裁判員の判断について、社会心理学がどのようにかわることができるのか、さらには、法と人間科学という領域の構築にどうつながるのか。これらが考えるべき問題となります。

私は社会心理学の中でも、社会的な判断の特性を研究しておりますが、その立場からは、市民感覚の判断という言葉が気になります(図 4-5)。市民感覚の判断とは一体何なのかということです。たとえば、市民感覚じゃない判断があり、それに対して市民感覚の判断というものがあり、後者のほうが大事ですよという話なのでしょう。それも少し変な気がします。いずれにせよ、市民感覚の判断が何者かをはっきりさせる必要があります。裁判員制度のもとでは、先ほ

どお話ししたように、他者に対する重い判断を、定められたルールのもと合議で行うわけです。これは、多様な情報を勘案しつつ、複雑な判断、自我関与が高い、つまり、判断者自身が十分にコミットすることが求められる判断を要求していることとなります。また正解があるものではございませんので、どう判断するべきかという問いに、常に悩まされつつ判断を行わねばならないわけです。

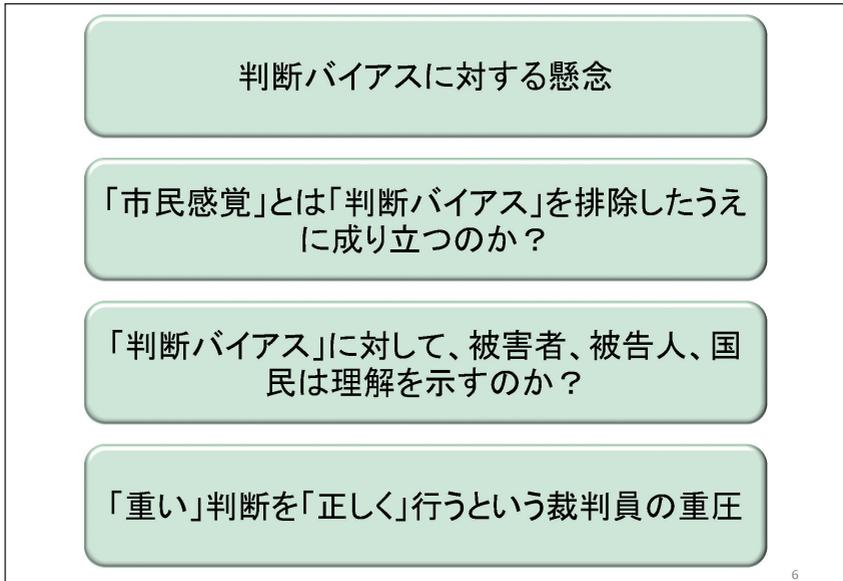


図 4-6 判断バイアスに対する懸念

このような特性を踏まえますと、市民感覚による判断と正しさとの関係、つまり判断バイアスの問題が、研究課題として浮かび上がってくることとなります(図 4-6)。市民感覚に関する期待とは、最高裁のホームページに記載されているとおり、制度の導入により、国民の理解が深まる、司法が身近なものになり、信頼が高まるということです。しかし、多くの研究が明らかにしているように、私たちの判断は、様々な要因に影響され、ゆがみます。たとえば、事件と関係のない情報に量刑に影響されたり、集団討議で同調行動が起こってしまうなどです。

判断バイアスの議論の際、理性的・冷静な判断に対する期待、また、それがなされないことへの懸念が、一つの具体的な問題となってきます。例えば、被害者参加制度をめぐる議論では、被害者の方の発言が、裁判員の情緒に働きかけて、結果として判断がゆがむという懸念が表明されています。裁判員として参加している人はプロではない、法律の専門家ではない。したがって、被害者の感情的な発言や、情緒に訴える発言に量刑判断が影響されて、重い刑が科されてしまう可能性に対する懸念です。しかし、このような問題を巡っては、裁判員の判断が本当に影響されるのか、また影響されるとしたら、影響の方向は刑を重くする方向に行くのか、それとも、その逆なのか、また、どのような要因が関与するのかを実証的に検討することが必要となります。裁判で提示される情報、裁判員の個人要因、被告人の要因、被害者の要因など、多様な要因に着目して研究を進めていくべきでしょう。

裁判員の判断をめぐる直近の課題 @心理学

- 裁判員の判断特性は？
 - 判断に影響を及ぼすと思われる要因の検討
- 関与する人々(裁判員、被害者、被告人)はどうか？
 - 制度評価の規定要因
- 裁判官と合議で行うことの結果は？
 - 個人の判断と、合議制・専門家の存在という要因との関連
- 裁判員としての市民教育とケアは？

図 4-7 裁判員の判断をめぐる直近の課題

また、判断バイアスに対する懸念がある一方で、市民感覚を重視するということになると、日常の私たち市民の判断が、そもそも理性的になされない

場合も多いことが問題となります。市民感覚に基づく判断において、判断バイアスが不可避であるとしたとき、それを排除することが本当の市民感覚に基づく判断となりえるのかという問題です。また、その際、判断バイアスというものを、被害者や被告人、国民が受容し、理解を示すのかという疑問も出てきます。社会心理学が他の領域と連携して議論すべき課題がこのようなところでも、見えてくるのではと思います。

判断バイアス以外の研究テーマとしましては、制度に対する評価や、裁判員教育の効果の研究も社会心理学者が検討すべきものとしてあげられます(図4-7)。前者に関する研究は、私と共同研究を行っている大学院生とともに調べてみましたが、あまり行われていないというのが現状のようです。少ない例の一つとして、最高裁のホームページにもアップされている裁判員等経験者へのアンケートというものがございます。これは皆さんもごらんになることができるものです。みてみますと、参加経験をポジティブに評価していることがわかるのですが、その具体的な内容の構造の分類や、評価の規定要因などの検討が待たれるところです。制度評価は、制度の諸側面を、制度にかかわる様々な立場の人の視点から明らかにしていくことが重要です。現在、私たちの研究チームは、被害者の方々へのインタビューをもとに、被害者参加制度の評価を検討することを行っています。ただ、実際に裁判に携わった人たちを対象にした研究は、協力してくださる方へのアクセスという問題もあり、数が少ないというのが現状でしょう。また、裁判員教育に関する研究は、事件関連の情報理解に関するものなどがございます。情報理解に関する認知心理学の知見を応用したのものとして位置付けられますが、断片的な知見を今後、体系的な議論へとつなげていることが課題ではないでしょうか。

また、これらに加えて、裁判員として裁判に参加することのストレスという問題も重要です。守秘義務に由来するプレッシャーや、事件に関する生々しい情報を見せられた時のショック、判決を下すこと自体に伴う重圧などです。このような問題は、自分自身が裁判員という立場におかれたときのことを考えると、いっそう、その重みが感じられるところです。裁判員として参加することのストレスということについては、裁判員として参加した人の後のケアの在り方を検討することも考えていく必要があるでしょう。

以上、社会心理学者が取り組むことができる課題を指摘してきましたが、現場で実務に携わっておられる方からはこれらとは異なる期待があるかもしれません。そのような課題を発掘し、社会心理学が検討可能な研究の問いの形に落とし込むことを協同しつつ進めることが、法と人間科学という領域のもと協同を進めることの大きな意義の一つと考えています。

さて、ここまで、社会心理学者が行いうる研究について述べてきましたが、次に、研究が出会う困難についてお話したいと思います。困難への対応もまた、複数の研究領域と実務の現場が力を合わせて行うべきところになります。

研究がであう困難1

- 方法論的困難
- 実際の裁判を模した場面設定の困難
 - 合議、裁判官の存在の影響
- 研究協力者を得ることの困難
 - 被害者、被告人の立場からどう評価するのか？

研究のリソースという点から、領域を越えた協力体制が必要

8

図 4-8 研究がであう困難 1

一つ目は方法論的な困難です(図 4-8)。私たちが行う研究では、実際の裁判を完全に模した場面の設定がなかなかできません。刺激の統制や研究協力者を一定数集める必要上、シナリオを用いた研究、また、画像・ビデオを見せて判断を求める研究が多くなります。合議を抜おうとすると、単独の判断を問題にするよりも、研究協力者を集めることが困難になりますし、裁判官の存在の影

響の検討ということになると、これは、さらに困難な課題になります。実際に合議を行わせたり、専門家がそこに存在したりなど、現実の裁判場面をシミュレートした検討には、なかなか至らないのが現状です。

ただ、これは基本的に、研究リソースの問題という側面が大きいかと思えますので、だとするならば、領域を越えた協力体制を組み立てて、その必要を満たすよう努力するしかありません。現実場面をシミュレートした研究が理想かどうかは、もちろん議論の余地があります。現実をそのままではなく、そのエッセンスを実験場面に持ち込むということが、社会心理学を科学的にしているという側面がもちろんあるのです。特定の要因の影響を厳密に検討する際には、余分な要因を排除したほうが、明確な知見が得られます。しかし、現実の裁判場面を模したときの判断を検討する必要があるというのであるならば、領域を越えた協力の体制というのが、どうしても求められるところではないかと思えます。

研究がであう困難2

- 認識論的困難
- 何が「ただすべき」バイアスなのか？
 - バイアスに付与される一定の合理性
 - バイアス修正の困難さ
- どのような評価を目指すべきなのか？
- 裁判員に対する教育的介入はどこまで妥当化されえるのか

「べき」論を構築するために
領域をまたいだ議論が必要

図 4-9 研究がであう困難 2

二つ目の困難は認識論的な困難です(図 4-9)。これは、「べき論」の問題と言い換えることもできます。先ほど判断バイアスの話をしましたが、バイアスは良くない、バイアスのない判断が良い、というのが、世間一般の理解だと思っています。一方、心理学者は、バイアスを、望ましくないもの、排除すべきものだということに、必ずしもとらえていません。むしろ、私たちの心の仕組みが、判断バイアスを必然的に生み出すのであり、バイアスは、人間の環境適応の結果のあらわれでもあるという議論を行います。

例えば、道徳的な判断を考えてみます。これは裁判場面では重要な判断であり、理性的で慎重な判断への要請も強いかと思えます。しかし、現在の道徳的判断の研究では、私たちの道徳的判断が、たぶん直感的であることや、感情的な反応が先行し、それに影響されることが議論されています。しかも、そのような、いわば非合理的に思える過程は、進化的な視点から合理的であり、社会生活への適応の結果であるということがいわれています。だとすると、一体何が正すべきバイアスなのかに関する議論が、大変、難しくなります。また、バイアスを正すべきだとしたとしても、どちらの方向にどのくらい修正したらよいのかに答えることは困難です。実験室での判断のように、正解が設定された課題を使うなら、その答えが得られるのですが、現実の社会的場面で、私の判断がどの程度のバイアスを持つのかは評価不可能です。どう判断するのが正しいのか、また間違っているとした場合、どう正すのが望ましいのかがわからないのです。

この、何が正しいのかという問題は、裁判員制度そのものについてもいえることでしょう。これを、よりよい制度であると評価されるように改善しようということがあったとして、具体的に、何を指したらいいのでしょうか。多数の国民が良いと言えばよいのか。つまり、多数決でよいのか、それとも、専門家と呼ばれる人が、どこかで規範的な理論を提起しており、それに向かって進むべきなのか、また、裁判員に対する教育的な介入として、どこまでが妥当なのか、というようなことです。市民感覚というならば、専門家の規範に従うように裁判員を教育すること自体が、望ましくないということになってしまうかもしれません。これら「どうすべきか」という問題に立ち向かうためには、異なる立場を持つ領域が、議論を重ねることが重要になってくると思っております。

3つのアプローチ

- 記述的研究
 - 現象の解明を目指したアプローチ
 - 例:判断の規定要因は何か?
- 規範的研究
 - どうあるべきかを示すことを目指すアプローチ
 - 例:判断はどうあるべきか?
- 処方的研究
 - 問題を解決したり、現場をより良くすることを旨とするアプローチ
 - 例:あるべき判断に近づけるためにはどうするべきか

図 4-10 3つのアプローチ

最後に実務と基礎研究とのかかわりを考える上で、三つの研究アプローチについて述べたいと思います(図4-10)。一つめは科学研究としてのアプローチで、現象に関連する要因の解明や因果関係の特定等を目指すものです。例えば、裁判場面での判断の規定要因は何かを実験等により検討するものです。二つ目は、規範的な研究です。これは、裁判における判断はどうあるべきかなど、ものごとのあるべき姿を論じるものです。三つめは、処方的な研究と呼ぶものです。これは、問題を解決したり、現場をよりよいものにするための知見の産出を目指す研究アプローチです。例えば、裁判場面でのあるべき判断の方向が、規範的な研究から定まってきたとするならば、それに近づけるためにどのようにしたらよいかを考えるためのものです。法と人間科学という領域の目的を考えると、この処方的な研究へと行きつくことが必要なのではと思います。

処方的研究を目指して

- 裁判員裁判という「現場」をどのようなものとして構築していくのか？
 - 「現場の要請」に従っているなら、ただの「ノウハウ」の提供→「相談相手」としての役割のみ？
- 現象の正しい記述
 - 科学としての専門性が持つクオリティ
- べき論を健全に進める
 - 議論の多様性(参加者、視点、ディシプリン...)

図 4-11 処方的研究を目指して

先ほど仲先生も社会実装ということをおっしゃいました。社会の中に研究知見を還元していくということは、現場をどう構築するかという問題でもあります(図 4-11)。その際、研究者が、単純に現場の要請に従って、求められる知見を都合よく提供するだけの存在となってしまうのは、もちろん望ましくないと思います。私たちは、まずは現象を正しく記述し、科学としての専門性を背景に、たとえ現場にとっては都合が悪い知見でも、提出していく必要があるわけです。それと同時に、問題の現場との密接な相互作用を基盤にして、べき論を健全に進めることにも参画することが求められるかと思います。

べき論を健全に進めることが難しいというのは多くの方が実感しておられるかと思います。一つの対応方策としては、多様性を保証しつつ議論を進めるということではないでしょうか。特定の何かに偏らず、さまざまなディシプリンに属する人が、専門性を背負って、議論に参加するということです。そのためには、現場の要望を満たすためという志向性だけではなく、現場の現象に研究者が積極的にコミットし、議論を精緻化し、社会に訴えかけていくという姿勢も必要となってくるのではないのでしょうか。

知の総合化に向けて

- 現在の現象を「よりよい現象」につなげるために
 - 既存の研究領域は、固有の問題設定や方法論を持ち、それに依存した知見を生み出す
 - 「より良い」「あるべき」を目指すためには、記述的知見と規範的議論を交換、評価、総合化するフィールドが必要
- 学問領域＝知見を交換し体系化する場の創出
 - 研究者がそこにidentityを見出すことによりコミットメントが生まれ、学問的entityとして訴えかける力が生まれる
 - 生まれたばかりの「裁判員裁判」という制度は、そのような領域構築の一つのきっかけとして作用するのではないか？

12

図 4-12 知の総合化に向けて

そこで求められることは、「知の総合化」という言葉で表現できるかもしれませんが(図 4-12)。特定の既存の研究領域がもつ固定観念や方法論のみから生まれる知見に依拠するのではなく、多様な立場からの科学的知見と規範的な議論を交換し、評価し総合していく場が必要です。そのような場は、新しい学問領域として認めることができるのではないのでしょうか。そもそも、学問領域とは、共通の問題意識の元、知見を交換し、体系化する場なのですから。そこに研究者が、自らのアイデンティティーを見だし、コミットしていく場を創出すること自体が、社会に対して訴えていく力をも作ると考えています。例えば学会は、それが制度化されたものです。この研究プロジェクトも、そのような場の一つであり、それをいかに育てていくのが重要な課題になるのではと考えています。

山崎 唐沢先生、どうもありがとうございました。